

仕 様 書

1 件名

令和 8 年度 特定保健指導業務委託

2 業務の内容

(1) 委託業務

特定保健指導

(2) 業務内容

厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）」、「標準的な健診・保健指導プログラム(令和 6 年度版)・令和 6 年 4 月厚生労働省健康局」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第 4.3版)・2026 年 3 月厚生労働省保険局」に沿った特定保健指導を、実施機関の定める実施方法により実施する。

ア 初回面接は個別面接又はグループ面接により実施する。

イ 積極的支援は180ポイント以上の支援を実施する。

3 対象者

警察共済組合静岡県支部（以下「共済組合」という。）の組合員本人

4 支援実施期間

令和 8 年11月 2 日（月）から令和10年 1 月31日（月）まで。

ただし、初回面接は令和 9 年 3 月31日（水）までに実施（※主に令和 8 年11、12月、令和 9 年 1、2 月で実施）する。基本的に初回面接から 6 か月で指導を終了できるよう継続支援を実施する。

5 実施場所

組合員が勤務する所属所又は近隣の所属所とし、静岡県警察本部（分庁舎を含む。）及び28 警察署の施設内とする。

6 実施方法

(1) 対象者の選定・階層化

共済組合が実施し、対象者の所属所、氏名、健診結果、特定保健指導利用券整理番号等を実施機関に提出する。

(2) 初回面接の方法

ア 警察本部（分庁舎を含む）は、対面のグループ支援で行い男女別とする（積極的支援と動機付け支援の混合は可）。人数及び受診者の事情により、個別支援を希望する場合もある。

イ 警察署は個別支援で行い、タブレット端末を活用した遠隔面接とする。タブレット端末は、実施機関が用意し、取扱説明書と一緒に各警察署へ送付すること。

ウ 積極的支援対象者のうち、動機付け支援相当と共済組合で判断した者については動機付け支援を実施する。

(3) 前年度の人数（予定人数とする）

・対面による支援

積極的支援 87人、動機付け支援(動機付け支援相当) 105人

・遠隔による面接

積極的支援 197人、動機付け支援(動機付け支援相当) 222人

(4) 受診申込み及び日程調整

ア 対象者の選定終了後、令和 8 年11月から12月と令和 9 年 1 月から 2 月を中心に、静岡県警察本部及び警察署の日程を共済組合と実施機関で調整し決定する。

イ 決定後の日程変更は、警察本部は共済組合が、警察署等は各所属所の厚生事務担当者で調整し変更する。

ウ 実施日ごとの時間割り及び受診者の割振りは、警察本部は共済組合が、警察署等は各所属所の厚生事務担当者が調整する。

(5) 実施時間

特定保健指導の実施時間は、概ね午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、グループ支援は 1 日に 3 回以上実施できる時間割（例：午前 1 回、午後 2 回等昼食を挟んで実施するグループがないように設定）とすること。ただし、遠隔地の所属所については、共済組合と実施機関とで協議することとする。

7 継続的な支援

(1) 実施形態

電話、電子メール、手紙等のいずれか、若しくは組み合わせて実施すること。

(2) 必要ポイント

180ポイント以上の支援を実施すること。

(3) 支援内容

提出（聞き取り）されたデータ等を基に評価や励まし等を実施するなど、必要性に応じた効果的な支援を実施すること。

(4) 経過報告

脱落しそうな者（継続的な支援の返信が無い者等）については、何回目の支援が滞っているのかを共済組合に毎月とりまとめて報告すること。

8 実績評価

積極的支援については 3～6 か月経過後、動機付け支援については 3 か月経過後に評価を行うこと。なお、動機付け支援相当対象者については継続的支援を実施せず、動機付け支援と同様に 3 か月経過後に実績評価を行うこと。

9 実施結果報告

各月末に締め切り、1 か月ごとに指導実績を取りまとめ共済組合に報告する。

(1) 電子媒体による報告

特定保健指導に係る実施結果を、厚生労働省が示す XML 形式のデータを作成し、光ディスク又はこれに類する媒体に記録し報告する。なお、提出する媒体は最新のウイルス定義によるウイルスチェック済みのものとする。

(2) 紙媒体による報告（共済組合が求めた場合のみ）

ア 特定保健指導の支援計画及び実施報告書等（厚生労働省にて公表した様式に準じる。）

イ 指導過程における各種記録類・ワークシート類等

10 単価見積金額等

契約は特定保健指導 1 人当たりの単価契約とし、特定保健指導実施者の交通費等特定保健指導に必要な経費一切を含むものとする。

見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 特定保健指導料金の負担

共済組合が全額を負担する。

12 特定保健指導料金の請求方法

(1) 支払条件

ア 積極的支援

初回面接による支援終了後に契約金額の 4 / 10 を支払う。残る 6 / 10（内訳は 3 か月以上の継続的な支援が 5 / 10、実績評価が 1 / 10）は実績評価終了後に支払う。

なお、3 か月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、契約金額の

5／10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払う。

特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

イ 動機付け支援

初回面接終了後に契約金額の8／10を支払う。

残る2／10は、実績評価終了後に支払う。

(2) 請求時期

初回面接支援終了後及び実績評価終了後に請求すること。

(3) 請求方法

各月末に締め切り、1か月ごとに指導実績を取りまとめ、請求書を添付して翌月20日までに請求する。

(4) 免責

特定保健指導当日、警察事案が発生し、受診予定者が受診できなくなった場合（受診予定者全員が受診できなくなった場合を含む。）は、当該受診予定者の特定保健指導料金は支払わない。

13 支払方法

委託業務の履行について共済組合が確認後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

14 個人情報の保護

(1) 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定制度であるプライバシーマーク又は、ISO27001を取得していること。

15 再委託の禁止

共済組合が委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、要員・設備等の体制状況から、実施日時や指導内容によっては、部分的に他の実施機関に委託することを、共済組合と事前に協議しその了承を得、事前に明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合は、この限りではない。

16 その他

(1) 初回面接時に必要な器具(パソコン、プロジェクター、体重計、パーテーション等)は、全て実施業者が準備し持ち込むこと。ただし、実施所属所と調整が付く場合はこの限りではないが、警察に貸出用パソコンは一切ない。

(2) 対象者のうち治療が必要な者は、治療が必要であることを共済組合及び本人に申し伝え、治療するよう本人に促すこと。

(3) 共済組合が求めた場合は、保健指導の実施状況を確認できることとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は不明な点がある場合は、共済組合担当者の指示を受けるものとする。